

猪名川町立学校の教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

猪名川町教育委員会

目 次

| | |
|---------------------|---|
| 1. 計画の趣旨・現状 | 1 |
| 2. 計画期間 | 3 |
| 3. 目標 | 3 |
| 4. 実施する業務量管理・健康確保措置 | 4 |
| 5. 今後のフォローアップ | 9 |

Ⅰ 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

猪名川町は、教職員が心身共に健康で能力を発揮できる環境を整備し、質の高い教育の実現や、複雑化・困難化する教育課題に対応していくため、業務量の削減や業務の効率化、健康の保持増進を図り、働きがいのある学校づくりを推進することを目的として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、「猪名川町立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（以下、「本計画」という。）」を策定する。

猪名川町教育振興計画で掲げる、「猪名川で学び、未来（あす）をつくる― 終身成長で紡ぐ幸せの物語 ―」を実現するためには、教職員が、授業を中心として質の高い学びの環境づくりに力を注ぎ、心身ともに健康で児童と向き合う時間が確保できる環境の整備が必要不可欠である。

本計画が目指す「働き方改革」は、単に労働時間を削減するなどの環境整備にとどまらず、教職員が「限られた時間の中で最大の成果を発揮できる」という意識を醸成することで、業務の「精選」と「効率化」を実現し、本来担うべき指導業務に注力できる時間を創出することにある。

猪名川町教育委員会は本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教職員のウェル・ビーイングを確保し、猪名川町の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することを目指す。

さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていく。

なお、この計画において、「教職員」とは、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」における教育職員（校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師等）をいう。

(2) 本町の現状

本町では、各学校・地域の実態に応じた取組を次の通り進めてきた。

令和2年に兵庫県が定めた、「業務量の適切な管理に関する規則および方針」に基づき、教職員の業務量の適切な管理や健康および福祉の確保を図るための取組を進めている。

令和4年度には、町立中学校における働き方を改革するプラン「子ども達が育つためのINAGAWAKUWORK PLAN～あい・ワクワクプラン 中学校編～」を策定、翌令和5年度には、同プランの小学校編を策定することで、教職員が質の高い学びの環境づくりに力を注ぎ、心も体も健康で生徒と向き合う時間を確保するよう、取組を進めている。

また、令和5年度には、兵庫県においてこれまでの取組による成果と課題を取りまとめ、業務の削減・効率化のための「学校業務改善に関するガイドライン」が策定され、令和6年度より、全県共通目標及び全県共通取組を実施している。

令和6年3月には、「第3期猪名川町教育振興基本計画」を策定し、教育の振興のための施策を総合的に推進している。

さらに、令和7年5月には、保護者や地域に向けて、働き方改革の趣旨や取組への理解・協力を得るための県・市町共同メッセージを発出し、全県一丸となって取組を推進している。

こうした取組の結果、町立学校教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

時間外在校等時間がひと月で45時間を超える教職員が小・中学校ともに半数以上存在する。

また、部活動のある中学校では時間外在校等時間が80時間を超える教職員が小学校に比べて多い。

(単位：人)

| 種別 \ 時間外在校等時間 | 45時間以内 | 45時間超～ 80時間未満 | 80時間超 |
|---------------|--------|------------------|-------|
| 小学校 | 51 | 57 | 8 |
| 中学校 | 18 | 40 | 22 |

※ 令和6年度における教職員の実人数

一人あたりにおける月平均の時間外在校等時間については、概ね45時間以内に収まっているものの、月平均30時間を超える教職員が相当数存在している。

| 学校別一人当たりの平均時間外在校等時間 | |
|---------------------|--------------------------|
| 小学校 | 年377時間32分 (月平均31時間7分) |
| 中学校 | 年491時間54分 (月平均41時間9分) |

※ 令和6年度における教職員の実人数

小学校においては、時間外在校時間が年間360時間以内の教職員と、年間3

60時間を超えている教職員が半数ずつおり、働き方が二極化している。

中学校においては時間外在校等時間が年間360時間を超えている教職員が相当数存在しているだけでなく、20%近くの教職員が年間720時間を超えている。

(単位：人)

| 一人当たり年間 時間外在校等時間 における時間ごと の人数 (令和6年度) | 年間360時間以内 (月平均30時間以内) | 年間360時間超 ～720時間未満 (月平均30時間超) | 年間720時間超 (月平均60時間超) |
|--|--------------------------|------------------------------------|------------------------|
| 小学校 | 58 | 51 | 7 |
| 中学校 | 24 | 41 | 15 |

※ 令和6年度における教職員の実人数

【町立学校の精神疾患による病気休暇等取得者の状況】

町立学校における精神疾患による病気休暇等取得者数については、以下のとおりであった。

精神疾患による病気休暇等取得者数は、令和3年度は減少したが、以下のとおり概ね横ばいで推移している。

(単位：人)

| 種別 \ 年度 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|---------|-----|----|----|----|----|----|----|
| 小学校 | 3 | 2 | 0 | 0 | 3 | 4 | 2 |
| 中学校 | 4 | 1 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 合計 | 7 | 3 | 2 | 0 | 4 | 4 | 2 |

※ 90日以上 of 精神疾患による病気休暇及び休職を取得した教職員の実人数

2 計画期間

令和8年度から令和11年度までの4年間とする。

政府の目標『令和11年度までに月平均30時間程度』を踏まえ、年度ごとに進捗評価を行う。

3 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

教職員が“子どもたちと向き合う時間”や“授業の質を高める時間”を十分に

確保できるよう、まずは時間外在校等時間が月80時間超の教職員数をゼロにすることを最優先で目指しつつ、全ての教職員が月45時間以内となること、さらに、政府の目標である、1箇月時間外在校等時間平均30時間程度、1年間時間外在校等時間360時間以下にすることを計画期間中の目標とする。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間以下の教職員の割合：100%
- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合：100%
- ・ 1年間における教職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間：30時間程度
- ・ 1年間時間外在校等時間：360時間以下

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教職員が心身ともに健康で、専門性を高め、十分に指導力を発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進、メンタルヘルス対策に取り組み、働きやすい職場環境を整備する。

- ・ 年次休暇を計画的に年間10日以上取得する教職員：100%
- ・ 夏季休暇を5日取得する教職員：100%

【令和6年度実績】

| 年次休暇等の取得割合 | 年次休暇を10日以上取得する職員の割合 | 夏季休暇を5日取得する職員の割合 |
|------------|---------------------|------------------|
| 小学校 | 82.6% | 100% |
| 中学校 | 56.5% | 96.8% |

※ 令和6年における教職員のうち、1年間勤務があった教職員の割合

【R6実績：小学校：平均14.2日、中学校：平均10.8日】

・ ストレスチェック（公立学校共済組合心のセルフチェックシステム）における健康リスク値（総合）120以上の所属数（全国平均が100）：0所属

【R6実績：第1回 1所属 第2回 0所属】

※ 当該システムにおいて、結果抽出のできない小規模校は除く

4 実施する業務量管理・健康確保措置

(1) 業務量の削減・業務の効率化

～「学校業務改善に関するガイドライン（令和6年3月策定）」の6つの取組の方向に基づく取組（全県共通取組）～

①教職員の意識改革

ア ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・ 年次休暇取得にかかる目標の達成に向け、統一の学校閉庁日の設定

- ・管理職研修において、働きがいのある学校づくりに関する研修を実施
- イ 「定時退勤日」「ノー会議デー」の実施
 - ・定時退勤日：全教職員が定時に退勤する日を週1日以上実施
 - ・ノー会議デー：会議を設定しない日を週1日以上実施
- ウ 「業務改善プロジェクトチーム」の設置
 - ・全町立学校に設置し、業務改善の取組について協議するプロジェクトチーム会議を開催（※既存委員会と兼ねて設置）

②業務の整理とマネジメント

- ア 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し
- イ 平日及び休日の部活動地域展開

③ICT活用による業務の効率化

- ア 職員会議等、各種会議資料のペーパーレス化
 - ・グループウェアシステムによる学校日誌のペーパーレス化
- イ 担当者研修会の実施
 - ・教育委員会による情報教育担当教員に対する情報教育研修の実施
- ウ アンケート・配布物のデジタル化等、ICTの積極的な活用
 - ・統一のシステムやアプリの導入
 - ・ICT機器の更新を含む快適なICT環境の整備
 - ・チラシの配布は原則学校連絡アプリによる配信とし、配布作業を縮減

④「チーム学校」としての業務改善

- ア 「業務改善プロジェクトチーム」の設置による業務改善の推進
- イ 多様な人材の積極的な活用
 - ・スクールサポートスタッフ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・特別支援教育支援員、スクールアシスタント・スクールサポーター・図書館司書・図書館支援員・学校支援ボランティア等の人材の積極的な活用

⑤制度・仕組みの見直し

- ア 学習指導要領の目指す資質・能力の育成と学校における働き方改革を両立した適切な教育課程の編成・実施
 - ・教育委員会において各学校の教育課程の編成を点検し、学校が時間割編成等の工夫を図るよう指導・助言を実施
- イ 学校行事・校時表・校内会議等の前例踏襲や慣習の見直し

- ・好事例集の取組を推進
- ウ 教育委員会による各種調査・照会業務、行事・会議等の精選・見直し
 - ・照会・回答様式や提出方法の工夫や頻度の見直しを実施

⑥執務環境の整備

- ア 5S活動「整理・整頓・清掃・清潔・躰（習慣づけ）」
 - ・学校全体として、パソコン内の共有フォルダの整理や教材・備品等の整理・整頓など、5S活動を推進
 - ・教育委員会として、ICT機器の更新を含む快適なICT環境の整備
- イ ハラスメントのない職場環境づくり
 - ・ハラスメント防止指針の周知・徹底
 - ・管理職・一般職員研修の充実
 - ・相談窓口の活用周知

～「学校と教師の業務の3分類」に基づく取組～

①学校以外が担うべき業務

- ア 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
 - ・児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についてコミュニティ・スクール（学校運営協議会）等を中心として行うことについて、地域理解を促進
- イ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - ・スクールロイヤーの配置により、法に基づく助言が得られる体制を整備し、早期解決を支援
 - ・教育支援センターを含む教育委員会による対応支援及び対応の引き継ぎ
- ウ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
 - ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会）や学校支援ボランティアによる登下校に関する連絡調整や見守り活動の実施
 - ・欠席連絡アプリの導入
- エ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ・川西警察署と学校と警察との相互連絡制度に基づく「学校と警察との相互連携にかかる協定」の締結
 - ・県・市町共同メッセージの発信。
 - ・勤務時間外の留守番電話機能に加え、電話機の更新時等に録音機能整備を検討

- ・学校外の不審者等に関する、地域住民から学校への情報提供に対して、情報提供者による警察への通報等、対応を統一
- オ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
 - ・学校徴収金や学校給食費の公会計化
 - ・保護者から各業者への行事写真や副教材の直接購入
 - ・修学旅行費の旅行業者による徴収
 - ・卒業アルバム代の制作業者による徴収

②教師以外が積極的に参画すべき業務

- ア 調査・統計等への回答
 - ・学校等を対象に実施する調査の内容の見直しや、調査数等についても把握・精選を実施し、調査数・量を縮減
 - ・懇談日程のフォーム入力による調整
 - ・学校評価のフォーム入力による作成
- イ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
 - ・A I活用による文書作成補助
 - ・音声入力による文書作成の簡素化
- ウ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
 - ・教育委員会とヘルプデスクとの連携による、学校現場への支援範囲の拡充
 - ・町教委による管理マニュアル（サポート関係）作成
- エ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
 - ・学校プールの施設管理・水泳授業指導の民間事業者等への業務委託
 - ・地域ボランティアを活用した学校敷地内の草刈り等の施設管理
- オ 校舎の開錠・施錠
 - ・体育館等の地域開放施設の管理業務について、事務手続き等の電子化を推進
- カ 児童生徒の休み時間における安全への配慮
 - ・県・市町共同メッセージの発信やコミュニティ・スクール(学校運営協議会)等を通じて、地域住民等の支援を得つつ、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進
 - ・図書ボランティアによる図書館開放
- キ 校内清掃
 - ・校内清掃の実施回数や範囲の合理化による、教職員の負担軽減を促進
- ク 部活動
 - ・平日及び休日の部活動地域展開の実施
 - ・地域クラブ活動推進員の配置

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ア 授業準備

- ・ スクールサポートスタッフの配置による業務支援
- ・ 採択した教科書に準拠した指導案の提供や指導計画の作成に係る研修の実施
- ・ ICT を活用した授業準備に係る研修等支援の実施
- ・ 担当者会における教材の共有（データ化）

イ 学習評価や成績処理

- ・ 教育情報ネットワーク・校務支援システムのクラウド化を見据えた I C T 環境整備の推進
- ・ 校務支援システムや採点ソフトによる教師の業務負担の軽減
- ・ デジタルドリルの導入

ウ 進路指導の準備

- ・ スクールサポートスタッフの配置による業務支援

エ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、スクールアシスタント・スクールサポーターの配置による助言等の支援を実施
- ・ 学校問題サポートチームの派遣
- ・ 教育支援センターによる不登校保護者の会の実施
- ・ 「猪名川の教育オープンセミナー」の実施
- ・ スクールカウンセラーからのお便りの配布
- ・ スクールソーシャルワーカー・教育支援センターによるリーフレットの作成

オ 給食の時間における対応

- ・ 栄養教諭や学級担任による食に関する指導
- ・ 学校支援ボランティアによる、小学1年生への給食開始当初の配膳補助

カ 学校行事の準備

- ・ 運営
- ・ スクールサポートスタッフの配置による業務支援
- ・ 学校行事の内容精選
- ・ P T A による、受付・見回りの協力
- ・ 来賓対応の簡素化

～その他の取組～

- ・ 教職員の勤務時間適正化 先進事例集「G P H 2 0 0」に掲載されている取組を各校の実情や課題に応じて促進

- ・学校評価の結果に基づき学校運営の改善措置を講ずる取組が時間外在校等時間の長時間化につながらぬよう、本計画の目標などと整合性のあるものとなるよう指導・助言を実施
- ・教職員の校務の効率化やこどもの学びの充実に向けて、生成A I等の活用の促進

(2) 健康の保持増進

～ワーク・ライフ・バランスの推進や心の健康づくり計画に基づく取組～

- ・年次休暇取得にかかる目標の達成に向け、統一の学校閉庁日の設定
- ・1箇月時間外在校等時間が月100時間超または2～6月平均80時間超の職員への産業医面談指導の実施
- ・心の健康問題についての相談窓口の活用周知
- ・心の健康づくり計画に基づき、各所属における年次目標を設定し、長期目標の達成に向けた取組を推進

5 今後のフォローアップ

- ・定例教育委員会、総合教育会議において、目標の達成状況、具体的措置の取組状況等を報告
- ・県・市町共同メッセージ等を活用し、学校ホームページへの掲載や、PTA・学校運営協議会等を通じて保護者や地域に本計画等を周知し、理解促進を図る
- ・時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校に対し、個別の支援・指導を実施
- ・様々な機会を捉えた各学校へ本計画の周知
- ・管理職向けのマネジメント等に関する研修の充実